

一般会計等財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得原価

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 31年～50年

工作物 10年～30年

物品 3年～15年

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

①退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

②賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（資金管理及び資金運用基準において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当する事項はありません。

3 重要な後発事象

該当する事項はありません。

4 偶発債務

該当する事項はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計を対象としています。

② 一般会計等と普通会計の対象範囲は次のとおりです。

一般会計等と普通会計に差異はありません。

③ 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 財務書類の表示金額単位

記載金額は円単位で表示しています。

⑤ その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

該当する事項はありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

売却可能資産はありません。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 △8,680千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	339,312千円	305,882千円
資金収支計算書	314,562千円	305,882千円

収入（歳入）差額は前年度繰越金。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	38,680千円
減価償却費	△72,353千円
賞与等引当金の増減	307千円
退職手当引当金の増減	△2,756千円
純資産変動計算書の本年度差額	△31,224千円

④一時借入金の状況

該当する事項はありません。

⑤重要な非資金取引

該当する事項はありません。

連結財務書類に係る注記

1 連結対象団体の範囲

群馬県市町村総合事務組合

なお群馬県市町村総合事務組合へ負担金を支出しているが、金額が僅少であるため連結対象外とする。